

平成25年1月30日付けの予防接種法施行令の一部改正により、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種を受けられなかった者について、対象年齢を過ぎての接種が認められるようになります。

このような者へ定期の予防接種を行う際には、本報告書により疾病の名称等を報告してください。  
(本報告書は予診票に添付してください。)

なお、接種を受けることができるのは、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間(ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風・結核は上限の年齢制限あり)です。

**対象年齢を過ぎてても接種が認められる、厚生労働省令で定める特別の事情とは、次の ~ のいずれかにあてはまるものです。**

次のイからハまでに掲げる疾病にかかったこと(やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。)

イ 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病  
ロ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする治療を必要とする重篤な疾病

ハ イ又はロの疾病に準ずると認められるもの

(注)上記に該当する疾病の例は、別表(別途送付済。市HPにも掲載。)を参照してください。ただし、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が、一律に予防接種不相当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断により行ってください。

臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと(やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。)

医学的知見に基づき 又は に準ずると認められるもの

**接種できるのは当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間ですが、次の疾病には年齢制限があります。**

疾病	予防接種	年齢
ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風	四種混合	15歳未満
Hib感染症	ヒブワクチン	10歳未満
小児の肺炎球菌感染症	小児肺炎球菌ワクチン	6歳未満
結核	BCG	4歳未満

- 1 三種混合、二種混合、ポリオ単独のワクチンを使用する場合は年齢制限はありません
- 2 Hib感染症は、定期となった平成25年4月1日以降に対象年齢であったことが必要です